

環境厚生常任委員会

日 時 平成28年9月16日(金) 午前10時00分 ~
場 所 第1委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査(説明~質疑)

(1) 第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

(2) 第10号議案 戸籍の無料証明に関する条例を廃止する条例の制定について
【環境市民部】

(3) 第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

(4) 第3号議案 平成28年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
【健康福祉部】

4 行政報告

(1) 敬老事業について

(2) 子育て世代包括支援センターについて

5 討 論~採 決

6 議会だよりの掲載事項について

7 公立南丹病院の病院名の変更について
(参考人意見聴取)

8 病院事業について

9 その他

(1) わがまちトーク(自治会版)の対応について

(2) 次回の月例会開催について

平成28年9月市議会定例会
環境厚生常任委員会

－ 提出資料 －

1. 【第1号議案関係資料】

平成28年度亀岡市一般会計補正予算（第2号） 関係資料

- ・児童扶養手当について
- ・保育所等におけるICT化推進等について

2. 【敬老事業の見直しについて】

3. 【子育て世代包括支援センター（利用者支援事業母子保健型）事業について】

4. 【公立南丹病院の名称変更（国民健康保険南丹病院組合規約の変更）について】

健康福祉部

「児童扶養手当」の加算額が変わります

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、
 児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

平成28年8月から

加算額が、増額されます。

【第2子】月額5千円 → 最大で月額1万円に

【第3子以降】月額3千円 → 最大で月額6千円に

平成29年4月から

物価スライド制を導入します。

物価の上下に合わせて支給額が変わる
 「物価スライド制」を、児童扶養手当
 の加算額にも導入します。

加算額の増額の目的と内容（平成28年8月から）

- ▶ひとり親のご家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えています。特に子どもが2人以上いるひとり親のご家庭は、より経済的に厳しい状況にあるため、第2子の加算額と第3子以降の加算額を増額することにしました。
- ▶また、今回は特に経済的に厳しい状況にあるひとり親のご家庭に重点を置いた改善を目的としているため、それぞれのご家庭の所得に応じて加算額が決定されます。

児童扶養手当 の月額

（平成28年8月から）

子どもが1人の場合 全部支給：42,330円
 一部支給：42,320円～9,990円（所得に応じて決定されます）

子ども2人目の加算額
 定額5,000円 → 全部支給：10,000円
 一部支給：9,990円～5,000円（所得に応じて決定されます）

子ども3人目以降の加算額（1人につき）
 定額3,000円 → 全部支給：6,000円
 一部支給：5,990円～3,000円（所得に応じて決定されます）

増額の支払月

平成28年8月分から加算額が増額されますが、平成28年8月から同年11月分は、4か月分の児童扶養手当の支給月である平成28年12月に支払われます。

物価スライド制の導入（平成29年4月から）

- ▶物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。子どもが1人の場合の手当額には、すでにこの物価スライド制を導入していますが、子どもが2人以上の場合の加算額にも平成29年4月から導入します。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

（お問い合わせ先）



みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



平成28年度予算案における 子ども・子育て支援新制度の状況について

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
文部科学省初等中等教育局

保育所等におけるICT化推進等について 保育所等における業務効率化推進事業 (平成27年度補正予算 148.1億円)

【概要】

保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている書類作成業務について、ICT化推進のための保育システム（指導計画やシフト表の作成等）の購入に必要な費用を支援する。
また、保育所等における事故防止や事故後の検証のためのカメラの設置に必要な費用を支援する。

【実施主体】 市町村

【補助率】

国 3/4 地方 1/4

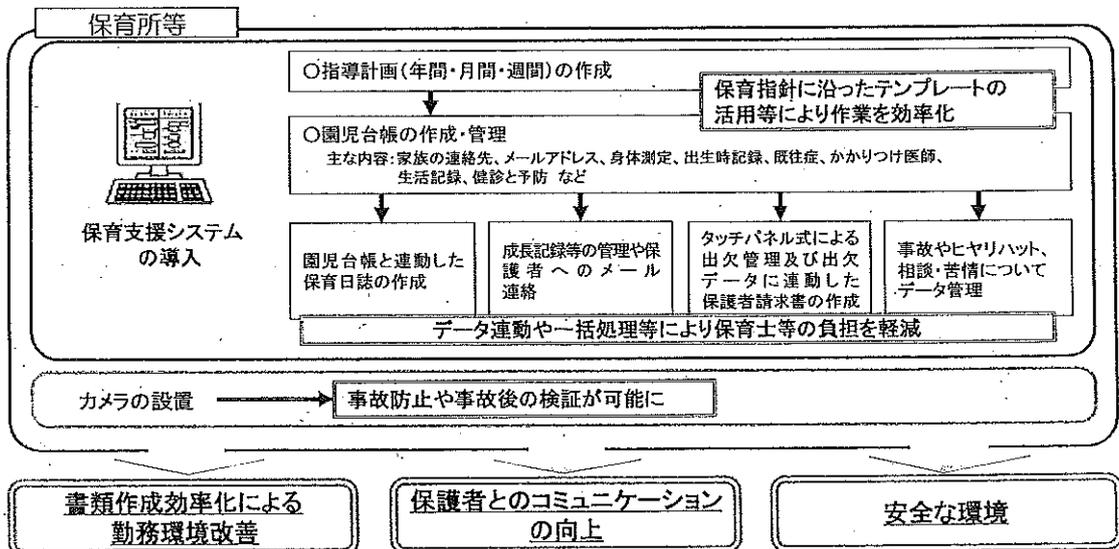
【補助単価】

- ・ICT化推進：システム購入費 最高100万円（1か所当たり）
- ・カメラ設置：最高 10万円（1か所当たり）

【自治体】



費用の補助



1. 経過・目的

本市敬老事業については、老人福祉法の趣旨に基づき、多年にわたり地域社会に貢献してこられた高齢者の長寿をお祝いするとともに、地域の中で支え合う安全・安心なまちづくりを促進するため、喜寿等の節目を迎えられる高齢者に記念品を贈呈するとともに、自治会及び特別養護老人ホーム等が実施する敬老事業（敬老会の開催）に対し、補助金を交付してきたところです。

しかし、急速に進展する高齢化により対象者が増加するなど事業経費が増大する中で、財源としてきた「地域福祉基金」が枯渇し、平成26年度からは財源の大半を一般財源に依存せざるを得ない状況となっています。

また、本市議会の予算特別委員会や決算委員会において、自治会等が実施する敬老事業への参加率が3割程度と低いことから、地域全体のつながりを築く一つの行事として、将来的に安定してその役割を担うことができるよう、様々な手法について研究するよう再三にわたり指摘・要望があったところです。

2. 敬老事業の見直し（案）

（1）敬老記念品の贈呈

- ・白寿（99歳）及び市内最高齢者にのみ敬老記念品を贈呈する。
- ・喜寿（77歳）及び米寿（88歳）の方の敬老記念品贈呈は廃止する。

（2）敬老会の開催

- ・市の主催により市内全町の喜寿（77歳）及び米寿（88歳）の節目を迎えられる方を対象に「ガレリアかめおか」において敬老会を一括開催する。（各町自治会の協力により、出席者をバス等で送迎する。）
- ・自治会等が実施する敬老事業に対する敬老事業補助金（出席者一人当たり5,000円、欠席者一人当たり1,000円）は廃止する。

3. 激変緩和策

敬老事業の見直しを円滑に実施するとともに、自治会等の負担を軽減するため、自治会等が独自に敬老会を実施する場合、期間を定め助成を行う。

なお、助成の詳細については今後検討する。

4. 見直し（案）の効果

- （1）敬老会の対象者を喜寿・米寿に限定することにより、参加率の向上が期待できる。
- （2）敬老事業経費の削減

子育て世代包括支援センター（利用者支援事業母子保健型）事業

経過

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築し、地域の状況に応じた相談支援、関係機関とのネットワークづくりなど総合的な相談支援を行うため、子育て世代包括支援センター（利用者支援事業母子保健型）事業を実施することとし、平成28年度6月補正予算に予算計上し、委託料8,281千円を増額補正。（うち、子ども子育て支援交付金による国1/3、府1/3の負担を交付申請中。）

公募によるプロポーザルにより、業者を募集したところ、2業者から問い合わせがあり、うち1業者が申し込み、書類審査及びヒヤリングにより、契約予定業者を決定した。

契約予定業者

特定非営利活動法人 亀岡子育てネットワーク

事業内容

- 1 内容
母子健康手帳交付時の情報共有と支援台帳の作成
妊娠・出産・育児に関する継続支援、妊婦・産婦訪問
産後のサポート（母乳に関する教室、産後の体操講座等）
妊娠期からの家族支援講座、ひとり親家庭への講座
SNSを活用した発信、ネットワーク会議 等
- 2 職員体制
社会福祉士（専任）、保育士等を3名配置
その他、講座や教室で助産師等を雇用
- 3 委託期間
平成28年10月～29年3月31日
- 4 設置場所等
亀岡市保健センター、講座開催時は他の場所で開催
- 5 事業実施日時
月曜日から金曜日 週5日（但し、祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）午前9時～4時
- 6 その他
当該法人は、京都府の子育てピアサポートセンターや、京都府内及び府外の子育て支援団体等との連携を密に図り、当事業への情報収集を積極的に行っている。母子健康手帳の交付をはじめ、妊娠期、出産後の教室・訪問・健診など既存の母子保健事業や関係機関との連携を十分に図り事業を展開することとする。

公立南丹病院の名称変更（国民健康保険南丹病院組合規約の変更）について

1 報告の要旨

国民健康保険南丹病院組合（以下「南丹病院組合」という。）は、昭和26年に、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、南丹市、京丹波町、亀岡市で組織し、現在、公立南丹病院、附属看護師養成所、居宅サービス事業所の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理していますが、今回、共同処理している施設の名称を平成29年5月に変更するにあたり、南丹病院組合管理者から、南丹病院組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項に基づく協議がなされることとなります。

2 名称変更の経過・目的

国は、地域包括ケアシステムの構築を目指して、急性期医療から在宅医療へと医療制度改革を急速に進めており、これを受け、公立南丹病院においても、病棟再編や訪問看護ステーションの設置、地域連携の強化など新たな医療体制づくりとともに経営体質の強化が進められています。

しかし、基盤となる人材確保において、特に研修医や看護師等の募集時において「どこにあるどんな病院かイメージが湧きにくい」という意見も多く、採用活動に支障をきたしていることから、京都市近郊にある総合的な機能を有した病院ということがよりイメージされ易い名称に改め、人材確保等を効果的に行うことを目的とし、併せて、市民等に対しても新しい時代の要求に応じて新たな機能を拡充させた新しい病院であることを訴える機会とするものです。

3 新名称のコンセプト

- (1) 京都市近郊の総合的な機能を備えた病院という位置と機能がよりイメージされ易い名称とする。
- (2) 住民に親しみやすく、職員のモチベーション向上につながる名称とする。

4 新名称の選定方法と決定までの日程

平成28年 9月 検討委員会設置、院内公募

※院内に検討委員会を設置し、職員からコンセプトに沿った新病院名を募集し、その中から素案として3～5案を作成

※検討委員会構成

副管理者、院長、医局、事務局、看護部、薬剤部等から積極的な職員を選任

- 10月 選定委員会開催、新病院名決定
※選定委員会構成
正副管理者、構成市町議会議長、両医師会代表、
院長、総長、副院長、事務局長、看護部長、薬剤
部長等
- 12月 構成市町議会定例会での議案上程、採決
京都府への規約変更の許可申請
市民及び関係機関への周知
- 平成29年 3月 組合議会において関係条例等改正
印刷物等変更
- 平成29年 5月頃 新病院名施行